

控除項目	記入方法	控除額	内 容	控除額
扶養控除	3の⑳に必要事項	4の㉔	合計所得が48万円以下の生計を一にする親族（配偶者、事業専従者は除く）がいる場合	控除額は下記へ
16歳未満の扶養親族	3の㉑に必要事項		合計所得金額が48万円以下の生計を一にする16歳未満の親族がいる場合	0円
	※控除額は0円でも市・県民税の非課税限度額の判定に必要なため、該当する場合は記入が必要です			
基礎控除		4の㉓	申告者の合計所得金額が2,400万円以下の場合	43万円
	※申告者の合計所得が2,400万円を超える場合は控除額が変わります。詳しくは市のウェブサイトをご確認ください			

扶養控除の控除額

年齢の基準日は令和5年12月31日（年の途中で死亡した場合は、その死亡の日）です

扶養親族の区分	控除金額	
16歳～18歳（H17.1.2～H20.1.1生）	33万円	
19歳～22歳（H13.1.2～H17.1.1生）	45万円	
23歳～69歳（S29.1.2～H13.1.1生）	33万円	
70歳以上（S29.1.1以前生）	同居老親等以外	38万円
	同居老親等	45万円

※同居老親等とは、70歳以上の扶養親族のうち、申告者が配偶者の直系尊属（両親、祖父母など）で、同居している人のことをいいます。傍系親族（おじ・おばなど）は対象外です

控除項目	記入方法	控除額	内 容	必要書類
雑損控除	3の㉕に必要事項	4の㉕	災害（震災・火災・落雷など）や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合（日常生活に通常必要な資産の損害が対象）計算方法は下記の「雑損控除の計算表」を参照	災害関連支出は領収書
医療費控除	申告者や生計を一にする親族のために医療費を支払った場合。詳細は下記の「医療費控除の概要」を参照			

雑損控除の計算表

次の金額のうち、いずれが多い方の金額が所得から控除されます

- (1) (損失額－保険などで補てんされる額)－(所得の合計額×10%)
- (2) (損失額－保険などで補てんされる額)のうち、災害関連支出の金額－5万円

医療費控除の概要

	医療費控除（従来）	医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）
対象	申告者や生計を一にする親族のために医療費を支払った場合（インフルエンザなどの予防接種は対象外）	申告者が健康の保持増進と疾病の予防への取組みとして「一定の取組注1」を行い、申告者や生計を一にする親族のために特定の医薬品注2の購入費を支払った場合
控除額計算	{支払った医療費の総額－保険金などの補てん金額注3}－(10万円または所得の合計額×5%のどちらか少ない方の金額)（控除限度額200万円）	{特定の医薬品の購入費の総額－保険金などの補てん金額}－12,000円（控除限度額88,000円）
申告書記入方法	支払った医療費の総額、保険金などの補てん金額を3の㉖、控除額を4の㉖に記入 ※セルフメディケーション税制の場合は、4の㉖の区分欄に「1」を記入	
必要書類	(1)医療費控除の明細書注4 (2)注5に該当する費用を申告する場合は、その証明書	(1)セルフメディケーション税制の明細書注4
共通の注意事項	①：従来の医療費控除とセルフメディケーション税制のどちらか一方を選択して適用を受けることになります。一度申告するとその年度での選択の変更はできません ②：各健康保険組合等が発行する「医療費のおしらせ」などの医療費通知の添付により医療費の明細についての記入を省略できます。詳細については添付の医療費控除の明細書の裏面を参照ください ③：明細書の記入内容の確認のため、領収書（医療費通知に係るものを除く）や「一定の取組」を行ったことが確認できる書類の提示または提出を求める場合があります	

注1 次の1から5のいずれか1つの「一定の取組」を行っていることが要件となります

1. 予防接種
2. 市区町村のがん検診
3. 定期健康診断（事業主検診）
4. 特定健康診査
5. 健康診査

注2 特定の医薬品とは要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品です。対象医薬品は、厚生労働省のウェブサイトから確認できます

注3 保険金などの補てん金は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きます

注4 各明細書の記入と添付が必要です。領収書の添付のみでは控除の適用を受けることができません

注5 寝たきりの人のおむつ代（医師が発行した「おむつ使用証明書」）、ストマ用装具の購入費用（ストマ用装具使用証明書）など。そのほかについては、医療費控除の明細書の裏面を参照ください